

自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）  
実施細目

(通則)

第1条　自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）に係る補助金（以下「本補助金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱に規定するもののほか、この実施細目の定めるところによる。

(本補助金の交付対象)

第2条　本補助金は、次の表の左欄に定める施設の種類ごとに、中欄に定める設置根拠等及び右欄に定める補助要件を満たす事業所（以下「間接補助事業者」という。）を交付対象とする。ただし、過去3か年度以内に自動車事故被害者支援体制等整備事業において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む。）については本補助金への申請を原則制限するものとする。

施設の種類	設置根拠等	交付要件
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する「障害者支援施設」	一　補助を受けようとする国の会計年度に、自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者（独立行政法人自動車事故対策機構の行う介護料の支給に係る受給資格を有する者又は自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）別表第一第二級以上に該当する者（以下「重度後遺障害者」という。）をいう。）を受け入れている、又は受け入れる具体的な見込みがあること。 二　事業を効率的かつ確実に実施することができる障害者支援施設等であること。
共同生活援助	障害者総合支援法第5条第17項に規定する「共同生活援助」を行う事業者	

- 2　重度後遺障害者の受け入れに関する従業者の雇用に関する経費（以下「人材雇用費」

という。) 又は当該従業者の賃金の改善に関する経費 (以下「賃金改善費」という。) の申請をしようとする場合にあっては、次に掲げる要件を満たす間接補助事業者を交付対象とする。

一 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる法令に定める従業者の員数 (以下「人員配置基準」という。) を超えた員数の右欄に掲げる区分の従業者を置いて事業を行っていること。

共同生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号)	世話人 生活支援員
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号)	看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員

二 次に掲げるいずれかの要件を満たす間接補助事業者であること。

- イ 医師又は看護師若しくは准看護師を置いていること。
- ロ 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第48条の3第1項の規定による登録を受けていること若しくは補助対象となる国の会計年度中に当該登録を受ける具体的な見込みのある者であること。

#### (補助対象経費及び補助率)

第3条 間接補助事業者の開設 (増設又は既存施設の増床を含む。以下同じ。) に要する補助対象経費 (以下「新設等支援費」という。) 及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、新設等支援費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
人材雇用費	重度後遺障害者を受け入れるための従業者を雇用するための経費であって、開設1ヶ月前から開設2ヶ月後の間に要する経費(従業者における	1／2 (入居予定者のうち重度後遺障害

	る給与総支給額及び賞与をいう。)	者割合が 50 パーセントを超える場合は定額)
新規施設支援費	重度後遺障害者を受け入れるために必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項に規定する要件を満たすものに限る。）	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。） (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの)	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等を習得するための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

2 間接補助事業者の開設次年度以降に要する経費（以下「継続経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。ただし、継続経費は、間接補助事業実施期間内に支出した経費のうち、間接補助事業を行うために真に必要な経費であって、本事業に係る部分のみを明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額や根拠等が確認できる経費であるものに限る。

費目	補助対象経費	補助率
賃金改善費	処遇改善加算等の対象職員における賃金改善の経費（処遇改善加算等の対象職員における当該年度の賃金改善等総額（以下「賃金改善額」という。）と処遇改善加算等の給付総額の差分（自己負担分）をいう。以下同じ。）	1/2（入居者のうち重度後遺障害者の割合が 50 パーセントを超える場合は定額）
入所施設支援費	重度後遺障害者の受け入れ及び生活の質の向上に必要となる介護器具・用具等の導入に要する経費（第3項に規定する要件を満たすものに限る。）	
求人情報発信費	新たな従業者を雇用するための求人情報の発信に要する経費（原則として、契約価格10万円以上とする。）	

	以上とする。) (就職情報サイト掲載料、職業紹介手数料、新聞広告、パンフレット等の作成費、その他求人情報の発信を主目的とした経費で国土交通省が認めるもの)	
研修等経費	重度後遺障害者の受け入れに関する介護の知識・技術等の向上を図るための研修、講演会等の参加及び開催に要する経費	

- 3 第1項のうち新規施設支援費及び第2項のうち入所施設支援費の対象となる補助対象事業の範囲等は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- 一 間接補助事業者に入所中又は今後入所見込みの重度後遺障害者の生活の質の向上に資すること。
  - 二 間接補助事業者において、既に同類の介護器具・用具等を保有している場合にあっては、以下のいずれかの要件を満たすものであること。
    - イ 既存の介護器具・用具等の減価償却期間が経過したことに伴い、これらを更新する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の質の向上が必要であること。
    - ロ 既存の介護器具・用具等と同類の介護器具・用具等を増設する場合にあっては、重度後遺障害者を受け入れるため、当該介護器具・用具等の数量の増加が必要であること。
  - 三 原則として、単一取得価格（複数の介護器具・用具等が一体的に使用される場合にあっては、その合計取得価格）が10万円以上であり、かつ、資産として認められるものであること。
  - 四 同類の介護器具・用具等の導入に係る申請にあっては、従前に間接補助事業者が本補助金（新規施設支援費及び入所施設支援費に限る。）の交付を受けていないこと。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りではない。
    - イ 第二号イ及びロのいずれかの要件を満たす場合
    - ロ 本補助金の交付を受けて導入した当該介護器具・用具等について、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき定められた財産処分制限期間を経過している場合（当該介護器具・用具等を同類のものに更新する場合に限る。）
  - 五 介護器具・用具等の設置に伴う施設工事費用が含まれていないこと。
- 4 第1項のうち人材雇用費の対象となる間接補助事業の範囲は、当該年度中に新たに雇用した職員の雇用に係る経費とする。
- 5 求人情報発信費のうち職業紹介手数料の対象となる間接補助事業の範囲は、職業安

定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 30 条第 1 項に規定する有料職業紹介事業者（以下「有料職業紹介事業者」という。）に対して同法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づく手数料として支払う経費とする。

6 研修等経費の対象となる間接補助事業の範囲は、研修受講料、講師に対する謝金、研修への参加に係る旅費及び雑費とし、その積算方法については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）等の規定に準じて積算を行うものとする。

（補助上限額及び交付申請の打ち切り）

第 4 条 補助上限額については、次のとおりとする。

- 一 新設等支援費にあっては、1 間接補助事業者につき 1,500 万円を補助上限額とする。
- 二 継続経費にあっては、1 間接補助事業者につき、1,000 万円を補助上限額とする。
- 三 前 2 項の規定にかかわらず、本補助金の交付状況等により、補助率若しくは補助上限額の変更又は交付申請の打ち切りを行うことがある。

（間接補助事業の選定における優先順位）

第 5 条 間接補助事業は第 2 条を満たす者の選定に当たって応募者が多数である場合は、次に掲げる順序で選定するものとする。

- 一 令和 5 年度中に重度後遺障害者が初めて入所する具体的な見込みがある間接補助事業者
- 二 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、令和 5 年度中に具体的な新たな入所の見込みがある間接補助事業者
- 三 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがない間接補助事業者
- 四 既に重度後遺障害者が入所しており、かつ、過去に自動車事故被害者支援体制等整備事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の交付を受けたことがある間接補助事業者（この場合にあっては、直近の経常収支率を勘案の上、選定するものとする。）

（間接補助事業の実施期間）

第 6 条 間接補助事業は、当該年度中に事業を完了し、かつ、指定する期日までに支払いを完了するものとする。

（間接補助事業の成果及び効果の検証並びに報告）

第 7 条 間接補助事業者は事業終了後、事業を実施したことによる成果及び効果を検証

し報告するものとする。

(支給の制限)

第8条 国、地方公共団体、公益法人等から当該事業と同様の補助金を受けている場合については、本補助金の補助対象外とする。